

# いわき市農業委員会第29回総会議事録

## 1 開催日時

令和2年8月20日(木) 13時00分から16時00分

## 2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

## 3 出席者(32人)

### (1) 農業委員(22人)

1 草野 庄一	11 新妻 信夫	21 和田 正人
	12 佐川 良平	22 木田 テイ子
3 蛭田 元起	13 鈴木 理	23 小泉 昌男
4 遠藤 重和	14 蛭田 秀史	24 佐藤 吉行
5 藁谷 昭夫	15 高木 眞一	
6 鈴木 義直		
7 草野 久仁昭	17 菅波 一郎	
8 箱崎 寿正	18 大竹 公治	
9 松本 英人	19 油座 盛明	
10 油座 勝三	20 岡田 光男	

### (2) 事務局(10人)

太 清 光	事務局長
阿 部 伸 夫	参事兼次長
小 川 仁 一	主任主査兼農地調査係長
草 野 浩 平	主任主査兼農地審査係長
野 木 隆 司	主任主査兼農政振興係長
府 川 将 人	農地審査係 主査
坂 本 壮 示	農地審査係 主査
石 島 大 輔	農地審査係 主査
金 成 聡 司	農政振興係 主査
西 山 諒	農地調査係 事務主任

## 4 欠席者(2人)

2 坂本 和徳  
16 木幡 仁一

## 5 会議の概要

事務局  
(阿部次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第29回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第29回総会議案書
  - 許可申請に係る意見及び決定理由書
  - 現地調査位置図
  - 【資料1】第29回総会議案説明書の訂正について
  - 【資料2】第28回総会議案説明書の訂正（追加・差替）について
  - 【資料3】令和3年農作業労働賃金標準額第3回協議資料
  - 【資料4】農地法第51条第1項に該当する事案に係る経過報告
  - 【資料5】県内各市における太陽光発電設備に係る転用件数調べ
  - 【資料6】「(仮称)農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」の提出について
  - 【資料7】新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
  - 【資料8】大型特殊免許等取得キャンペーンについて
  - 【資料9】申請者の皆様へ～ハザードエリア確認のお願い
  - 2020年度農業委員会業務必携
- 以上、13点です。

業務必携については、毎年配付しておるものですが、本日、2020年度版を配付させていただきます。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第29回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、猛暑での農作業でお疲れのところ、お集まりいただき本当にご苦勞様でございます。

改めて感謝申し上げます。

今年は異例続きの日々が続いております。

お盆も人それぞれに今までにないような過ごし方をされたのでは

草野会長

ないかと推察します。

早く新型コロナウイルス感染症も収束に向かえばと思っておりますが、東京、大阪では相変わらず感染者が増えています。

我々としては、自己防衛で、各委員も職員の皆さんも感染には十二分に気を付けて業務上スムーズにいくようにしていただければと思っております。

稲穂が垂れるほど、本当は明るいムードにならなければいけないと思うのですが、2、3か月前から、農業関係の懸念される事項として、業務用の米余りがありますが、本日の新聞報道を見ますと、農業五連の低温倉庫に山となって積んである2019米の写真が掲載されており、価格低下は免れないとのことで、農協でも飼料用米の推進を図るなど対応しているところです。

需要と供給のバランスを取るにはその方法しかないのかなと思うのですが、我々生産者も、自己経営の中でなるべく下落を防ぐ努力をしないといけないなと感じたところです。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況で、どういうことになるかわからないですが、現在、農業委員会の会議等も定例で開けるといのは幸せなことです。

本来ですと早々と農地利用最適化推進委員と一緒に全員協議会を開催すべきところですが、現在、会場の調整を行っており、早めに全員協議会を行おうと努力しているところです。

我々の任期も1年を切りましたので、残された農業委員活動を頑張っていきたいと思っております。

本日は、定例となります、農地法に係る許可申請等の審議のほか、令和3年農作業労働賃金標準額に係る協議などの審議を頂きます。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようお願い致します。まして、挨拶とさせていただきます。

事務局  
(阿部次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議長  
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めて参りたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席者でございますが、議席番号16番、木幡仁一委員、通告はございませんが、議席番号2番、坂本和徳委員が欠席となっております。

議 長  
(草野会長)

現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第29回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号14番、蛭田秀史委員

15番、高木眞一委員

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局  
(阿部次長)

－総会議案書2ページにより会務報告－

議 長  
(草野会長)

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局  
(野木係長)

事務局から3点、ご説明致します。

本日の議案第7号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正素案に対する意見については、改正素案の作成に時間を要しており、福島県と市農業振興課の協議の結果、次月の総会でお諮りすることとなりました。

つきましては、議案第7号については、本日の議案から取下げとなります。

また、本日の第29回総会の議案説明書について、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について、計画の追加がありますので、

事務局  
(野木係長) 別紙資料1のとおり、差替えをお願いします。  
なお、詳細については、議案説明の際、担当より説明致します。  
また、前回の第28回総会議案説明書について、訂正がございました。  
訂正内容については、資料2、第28回総会議案説明書の訂正について、をご確認願います。  
度重なる訂正となり申し訳ありません。  
私からの説明は以上です。

議長  
(草野会長) それでは議事に入ります。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされており、  
本日、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画についてにおいて、議席番号21番、和田正人委員が該当しております。  
和田委員には議案審議の際の一時退室をお願い致します。  
その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。  
それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長) 議案書の3ページを、お開き願います。  
【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(府川主査) 説明に入る前に1件の取下げがございます。  
議案説明書3ページをお開き願います。  
番号3番の案件につきまして、申請者の都合により取下げになりました。  
これに伴いまして、面積の合計が変更になります。  
田の面積が12,329㎡から12,221㎡に変更になり、合計面積も16,080㎡から15,972㎡に変更になります。  
それでは、説明させていただきます。  
議案説明書2ページをお開き願います。  
議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。  
また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。  
3ページをお開き願います。

事務局 (府川主査)	<p>番号1番、2番、及び6番は売買による所有権の移転でございます。</p> <p>うち、番号6番は新規就農でございます。</p> <p>番号4番、5番、及び7番は贈与による所有権の移転でございます。</p> <p>うち、番号7番は新規就農でございます。</p> <p>番号8番は賃借権の設定で、新規就農でございます。</p> <p>今月の3条申請面積は、田12,221㎡ 畑3,751㎡ 合計15,972㎡となります。</p> <p>議案説明書5ページをお開き願います。</p> <p>許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては議案説明書6ページをご覧ください。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
22番 木田委員	<p>議席番号22番、木田テイ子です。</p> <p>番号1番、2番、及び番号6番から8番の事案につきまして、暑 い中、現地を調査しましたが特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>－意見無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。</p> <p>－異議無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定によ る許可申請については、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願</p>

議 長  
(草野会長) について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長) 議案書の4ページを、お開き願います。  
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(府川主査) それでは、説明させていただきます。  
議案説明書7ページをお開き願います。  
議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについてご説明致します。  
議案説明書8ページをお開き願います。  
また、地図については、現地調査位置図を併せてご覧ください。  
番号1番の案件は令和2年4月24日付で農地法第3条許可が下りています。  
許可の内容では、譲渡人は息子に農業を継がせるために贈与するつもりでいましたが、別に購入希望者が現れたことから、そちらを進めるため、許可取り消し願いが提出されたものです。  
以上1件、農地法第3条の規定による許可処分の取消し願いは、田2,976㎡、畑0㎡、合計2,976㎡です。  
説明は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

事務局  
(府川主査) 番号1番につきまして、事務局のみで現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

-意見無しとの声有り-

議 長  
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議 長 (草野会長) ご異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可処分  
の取消願いについては、原案とおり可決致します。

次に、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 (草野係長) 議案書の 5 ページをお開き願います。

【報告第 3 号を朗読し、報告事項を説明】

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 (石島主査) 議案説明書 9 ページをお開き願います。

議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明致します。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書 10 ページをお開き願います。

番号 1 番、申請地は渡辺町、登記地目は田、転用面積は 1,230.4㎡です。

転用目的は、土留工事、雨水排水工事用地に係る一時転用です。

なお、本案件は、先月の第 28 回総会において、農地法第 51 条第 1 項に該当する事案として議決され、申請者に違反転用の是正を求めてきたものです。

以上、1 件、面積は、田 1,230.4㎡、畑 0㎡、合計 1,230.4㎡です。説明は以上です。

議 長 (草野会長) 只今、事務局より、議案第 3 号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

23 番 議席番号 23 番、小泉昌男です。

小泉委員 番号 1 番は、前回の第 28 回総会において、農地法第 51 条第 1 項に該当する事案として違反転用と認め、是正措置を行う議決がなされた事案です。

現地調査したところ、L 字型擁壁の設置工事は一時中断しており、農業委員会からの指導に従っていることを確認しました。

報告は以上です。

議 長 (草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、

委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－



議 長  
(草野会長)      ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)      ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。  
次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)      議案書の6ページを、お開き願います。  
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(坂本主査)      議案説明書11ページをお開き願います。  
議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明致します。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願い致します。

説明に入る前に資料の訂正がございます。

まず、資料の12ページをお開き願います。

番号4番につきまして、譲受人と譲渡人が逆に記載されておりますので、訂正願います。

また、番号6番については、譲受人の住所が福島県相馬市となっておりますが、正しくは福島県南相馬市となりますので、訂正願います。

続きまして、議案説明書13ページ番号8番については、申請者より取下願出書が提出されたため、取下げとなりますので削除願います。

続きまして、議案説明書14ページ番号19番につきまして、譲渡人の住所の番地が誤っておりましたので訂正願います。

続いて、議案説明書16ページをお開き願います。

ただいまご説明いたしました申請の取下げに伴い、面積の合計も修正となります。

田の面積が 16,622.08 m<sup>2</sup>から 14,854.08 m<sup>2</sup>へ、畑の面積が 16,016.18 m<sup>2</sup>から 15,745.18 m<sup>2</sup>へ、合計面積が 32,638.26 m<sup>2</sup>から 30,599.26 m<sup>2</sup>となります。

以上、訂正のほどお願いいたします。

事務局  
(坂本主査)

大変申し訳ありませんでした。

それでは説明させていただきます。

番号1番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は970㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号2番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は162㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号3番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は291㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号4番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は483.36㎡、転用目的は自己住宅敷地です。

番号5番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は712㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号6番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は594.82㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号7番、申請地は石塚町、登記地目は田、転用面積は842㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号9番、申請地は岩間町、登記地目は田、転用面積は1,771㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号10番、申請地は勿来町、登記地目は畑、転用面積は737㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号11番、申請地は勿来町、登記地目は畑、転用面積は652㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号12番、申請地は勿来町、登記地目は畑、転用面積は1,174㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号13番、申請地は勿来町、登記地目は畑、転用面積は729㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号14番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は1,107㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号15番、申請地は内郷、登記地目は田、転用面積は1,497㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号16番、申請地は内郷、登記地目は畑、転用面積は408㎡、転用目的は作業員宿舎敷地です。

番号17番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は181㎡、転用目的は駐車場敷地です。

番号18番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は1,004㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号19番、申請地は四倉町、登記地目は田、転用面積は1,216㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番頭20番、申請地は四倉町、登記地目は田、転用面積は2,357㎡、

事務局  
(坂本主査)

転用目的は太陽光発電設備です。

番号21番、申請地は四倉町、登記地目は田、転用面積は1,630㎡、  
転用目的は太陽光発電設備です。

番号22番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は1,207㎡、  
転用目的は太陽光発電設備です。

番号23番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は1,458㎡、  
転用目的は太陽光発電設備です。

番号24番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は1,329㎡、  
転用目的は太陽光発電設備です。

番号25番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は1,778㎡、  
転用目的は資材置場です。

番号26番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は382㎡、転  
用目的は太陽光発電設備です。

番号27番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は373㎡、転  
用目的は太陽光発電設備です。

番号28番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は317㎡、転  
用目的は太陽光発電設備です。

番号29番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は1,154㎡、  
転用目的は太陽光発電設備です。

番号30番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は998㎡、  
転用目的は駐車場、資材置場、土場です。

番号31番、申請地は大久町、登記地目は畑、転用面積は1,055㎡、  
転用目的は太陽光発電設備です。

番号32番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は1,331㎡、転用  
目的は資材置場としての一時転用です。

番号33番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は45㎡、転  
用目的は工事用仮設用地としての一時転用です。

番号34番、申請地は大久町、登記地目は田、転用面積は654.08㎡、  
転用目的は鉄塔周辺工事用地としての一時転用です。

以上、33件、面積は、田14,854.08㎡、畑15,745.18㎡、合計  
35,099.26㎡です。

申請内容を審査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準であ  
る立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。

説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

24番  
佐藤委員 議席番号24番、佐藤吉行です。  
番号1番から7番、9番から31番の事案について現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 続いて、事務局、お願い致します。

事務局  
(坂本主査) 番号32番につきましては、資材置き場のための一時転用、番号33番につきましては、太陽光発電設備設置に係る工事用仮設用地のための一時転用であり、また、番号34番につきましては、鉄塔周辺工事用地のための一時転用であり現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議 長  
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議無しとの声有り—

議 長  
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。  
次に、議案第5号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(小川係長) 議案書の7ページを、お開き願います。  
【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】  
議案説明書17ページをお開き願います。  
議案第5号、現況確認証明願いについてでございます。  
次の、18ページをお開き願います。  
また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。  
番号1番、申請地は田人、登記地目は畑、現況地目は原野です。

事務局  
(小川係長) 面積は、5,196㎡です。  
非農地化した経緯については、申請地は所有者死亡後、継承者も約13年間放置した結果、原野化し現在に至っております。  
番号2番、申請地は四倉、登記地目は畑、現況地目は原野です。  
面積は、1,336㎡です。  
非農地化した経緯については、申請者は昭和47年に当該農地を相続しましたが、当時から耕作しておらず、原野化し現在に至っております。  
以上2件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。  
説明は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、ここで現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

22番  
木田委員 議席番号22番、木田テイ子です。  
番号1番と2番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題ありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議 長  
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議無しとの声有り—

議 長  
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第5号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。  
次に、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号21番、和田正人委員が該当しておりますので、一時退室について、よろしくお願ひします。

—議席番号21番、和田正人委員退室—

議 長 (草野会長)	<p>それでは、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (小川係長)	<p>議案書の8ページを、お開き願います。  <b>【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】</b>          詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (西山主任)	<p>議案第6号 いわき市農用地利用集積計画について説明いたします。</p> <p>本議案については、議案説明書の発送後に農用地利用集積計画に追加変更がございましたので、事前にお配りしました議案説明書ではなく本日お配りした、別紙の資料1、議案第6号いわき市農用地利用集積計画について、をご覧ください。</p> <p>変更のあった内容は農用地利用集積計画第11号、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により、買取、一時保有する事案が追加となったものです。</p> <p>それでは、別紙資料1の1ページをお開き願います。</p> <p>農用地利用集積計画第9号から11号の内容について説明いたします。</p> <p>第9号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。</p> <p>実施地区は、平、四倉、小川。</p> <p>借り手36名、貸し手50名、対象筆数は田257筆、畑5筆、面積は田229,223.38㎡、畑4,458㎡となっております。</p> <p>第10号は、新たに利用権（賃貸借）を設定する事案でございます。</p> <p>実施地区は、平。</p> <p>借り手1名、貸し手3名、対象筆数は畑4筆、面積は畑8,600㎡となっております。</p> <p>第11号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により、買取、一時保有する事案でございます。</p> <p>実施地区は、三和。</p> <p>借り手1名、貸し手1名、対象筆数は田3筆、面積は田4,811㎡となっております。</p> <p>なお、別紙資料1の、11ページまでは、事前を送付いたしました議案説明書のとおりなので農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただき、追加変更のあった第11号の詳細を説明させていただきます。</p> <p>資料の16ページをお開き願います</p>

事務局  
(西山主任) 農用地利用集積計画、令和2年度第11号。  
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和2年8月31日、いわき市となっております。  
次のページをお開き願います。  
「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。  
次のページをお開き願います。  
「農用地所有権移転個人別表」でございます。  
番号1番、土地の所在は三和町外2筆、現況地目は田、面積4,811㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。  
以上、第9号から11号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
農用地利用集積計画については、以上です。

議長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議長  
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議無しの声有り—

議長  
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第9号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。  
それでは、和田委員、入室願います。

—議席番号21番、和田正人委員入室—

議長  
(草野会長) それでは、次に、議案第7号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正素案に対する意見についてですが、冒頭の事務局説明のとおり取下げとなります。  
次に、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書の35ページをお開き願います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

7月は13件の届出がありました。

合計面積は、田47,346㎡、畑33,719㎡、合計81,065㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書39ページをお開き願います。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

7月は5件の届出がありました。

合計面積は、田2,427㎡、畑520㎡、合計2,947㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書41ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

7月は15件の届出がありました。

合計面積は、田4,050.51㎡、畑9,534.05㎡、合計13,584.56㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書49ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。

7月は19件の通知がありました。

合計面積は、田111,322㎡、畑0㎡、合計111,322㎡でございます。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。

説明は以上です。

次の報告第5号は野木係長より報告致します。

事務局  
(野木係長)

議案書の14ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書の51ページ、52ページをお開き願います。



事務局  
(野木係長) 引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。  
7月は3件、相続税の納税猶予についての案件でありました。  
合計面積は、田20,031㎡、畑10,090.49㎡、合計30,121.49㎡でございます。  
審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。  
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議長  
(草野会長) 以上、事務局説明のとおりですのでご承知願います。  
以上をもちまして、本日の議事は全て終了致しました。  
続きまして、協議事項に入る前に、これより、休憩と致します。  
只今14時03分です。  
約10分間休憩とし、再開は、14時13分からと致しますので、よろしくお願ひ致します。

(約10分間休憩)

議長  
(草野会長) 全員お揃いですので、再開致します。  
これより、協議事項に移ります。  
令和3年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(金成主査) 本日も配りしている資料3をお開き願います。  
まず、前回までの協議結果でございますが、標準額については、現在においても額に妥当性があるとの結果でした。  
新たな項目としてトラクターモアを追加する、摘果作業については、果樹園作業が設定されているため追加しないとの結果でした。  
標準額があくまで当事者間で価格を決定するための目安であることを強調するとされました。  
前回までの協議内容を踏まえ、別紙の資料のとおり、標準額表の案をお示ししますので、ご確認願います。  
昨年からの変更点としては、見出し本文の「当事者間で委託料を協議するための目安」と部分を強調しました。  
また、トラクターモアによる草刈を、請負作業に追加しました。  
本日は、標準額表の案をご覧になりながら、協議をお願いします。  
協議の内容としては、まず、見出し本文の表記の仕方についてご意見をお願い致します。  
また、トラクターモアの標準額については、1時間あたり7,000円

事務局  
(金成主査) の意見をいただいております。案として表記しましたが、額について妥当性があるかご判断をお願い致します。

その他の請負作業、委託作業について、前回までの資料を参考に、標準額を変更する必要があるか、新たに追加する項目はないかについて、本日の協議で最終的なご判断を頂ければと考えます。

なお、備考欄の2にある福島県最低賃金は、今年度中に発表される最新の金額に訂正致します。

私からの説明は以上です。

議長  
(草野会長) 只今、事務局から説明がありました。  
過去、2回協議をした結果として、資料3の案を示していただきました。

これは、各戸配付される原寸の大きさとなっております。

今、説明のあったとおり、表記を変えたり、トラクターモアが追加されたり確認されたと思いますが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無し－

議長  
(草野会長) 見出しの表記については、当事者間で委託料を協議するための目安のひとつとしてご利用くださいということで、前回の協議にもあった内容を反映したものになっています。

もうひとつは、トラクターモアによる草刈が追加されているところでもあります。

水田作業の他に、耕作放棄地対策など利用することもあることから、畑作業や果樹園作業と同様の作業項目に追加したとのこと。

昨年は、10aあたりでの単価も検討しましたが、草丈が様々な所を対応する必要があることから、面積による単価では非常に複雑になるため、時間あたりにすれば、難度が高いところはそれなりに時間がかかるということで、この表記が妥当ではないかとのこと。

表記の価格についてですが、相馬市農業委員会が6,000円台で出ている委員会もあるのですが、参考として7,000円の価格が来ましたので、7,000円となっておりますが、その辺り、モアを使って作業やられている方で意見があれば、柔軟に価格を対応してもよいのかなと思うのですが、この辺はどうでしょうか。

6番  
鈴木委員 議席番号6番、鈴木義直です。

トラクターモアの単価については、私も知り合いに聞いたのですが、平窪地区は去年の台風の被災を受けて稲が残ったところが荒れ

6番  
鈴木委員

ていて、それを10aあたり1万円で草刈対応していたそうです。  
ただ、それを10aあたりの単価にしてしまうと、先程会長のお話のとおり、稲ならその単価でいいですけど、耕作放棄地のように草丈が大きくなってしまったようなところは、1万円では対応できないよという風になり、条件の悪いところだと、1回で終わらず、2、3回やらないと、きれいにならないということで、1時間あたり7,000円にしてもらえれば一番妥当なのではないでしょうか。

議長  
(草野会長)

只今の鈴木委員の意見、私も小川地区でかなり昔からモアを使っている塩田地区の方もおりますが、この方も以前から耕作放棄地を頼まれていた。

また、地域の路肩の草刈についておおよその価格で意見を聞いてきたのですが、1時間あたり7,000円も妥当ではないかという話をいただきましたことも申し添えておきます。

他に、委員の皆様からご意見はございませんか。

23番  
小泉委員

議席番号23番、小泉昌男です。

単位が1時間となっているので、汎用性があると考えます。

作業にあった単位だと思いますし、1時間7,000円というのも、鈴木委員の意見のとおり妥当なのではないかと思えます。

議長  
(草野会長)

この辺は、何の作業もそうですが、稲刈りなら、倒伏稲の場合は金額が増えるという風に、状況に合わせて臨機応変に決めるものだと考えます。

基本的には、1時間あたり7,000円で記載するというので、ご異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議長  
(草野会長)

それでは、今回、トラクターモアの草刈りについて1時間あたり7,000円で記載することといたします。

その他の項目について、過去2回の協議の中で、概ね妥当性があるだろうという意見であったかと思えますが、その点について、この案の内容でよろしいでしょうか。

-異議無しとの声有り-

議長  
(草野会長)

それでは、最終的には、9月の協議において最終的な判断としたいと思えますのでよろしくお願ひします。

議 長  
(草野会長)

その他に、追加するような項目はございませんか。

-特に無しとの声有り-

議 長  
(草野会長)

それでは、表記については、より見やすく少し手直しを加えさせていただきます。次回の総会において最終的な協議と致します。

その後、印刷しJAを通じて農事組合長から各農家へ配付して参りたいと考えております。

それでは、事務局、只今の協議内容でよろしいですか。

事務局  
(金成主査)

慎重なご協議、誠にありがとうございます。

次回の総会において、最終素案を提案させていただきます。

その後の印刷配付等のスケジュールについても、当初の予定よりも早く協議が進んでおりますので、確認した内容をご提案させていただきます。

ありがとうございます。

議 長  
(草野会長)

それでは、次に、その他に移ります。

-議席番号21番、和田正人委員挙手-

議 長  
(草野会長)

和田委員、どうぞ。

21番  
和田委員

議席番号21番、和田正人です。

実は、先日ですね、定例の現地調査の担当だったのですが、自身の息子が高熱でまして2日間ほど続きました。

現地調査の担当でしたので、一応事務局に伺いまして、事務局長と相談した結果、お休みすることになりました。

今、新型コロナウイルス感染症が騒がれていて、自分達も感染しないように手洗い、うがいや密にならないようソーシャルディスタンスを保つことに気を付けて、毎日過ごしています。

この間は、クラスター感染などを出さないように気を引き締めて臨んでいることだと思います。

しかし、現実には、感染経路不明者が増加傾向にあり、市中感染も増えているというのが現実ではないですか。

総会、現地調査をする上で、クラスター感染を出さないためにも、

21番  
和田委員

本人は勿論、これから秋冬になってお子さん、お孫さん、同居の家族、高熱の人が必ず出ますから、どの段階で会に報告するのか、会への参加、不参加などの判断など、取り決めをするべきでないでしょうか。

そして、一番大事なのが、新型コロナウイルス感染症は、本人が意図して感染していないということをベースとして考えてもらわないと、感染した本人が犯罪者扱いされているのが現実ですね。

というのは、私自身が何の症状もなかったので、事務局長に報告するかしないか私も今回は迷ったのですよ。

しかし、現地調査に同行する方に万が一感染させては、責任が取れないので、事務局長と相談して、今回は帰ってくれということになり、2日間の現地調査に参加しておりません。

やはり、報告しやすい環境や雰囲気づくりが重要だと思います。

それを踏まえて、皆さんで議論いただければと思います。

議長  
(草野会長)

和田委員の現地調査時の対応については、事務局から報告を受けました。

当日、和田委員がお話いただいたこと、お休みいただいたということについては、事務局なりの新型コロナウイルス感染症に対する判断だと理解しています。

今般、事務局では十分な安全対策を取っているという上でのシステムは作っていますので、委員にそのような事例が発生した場合の受け入れ方については、改めて事務局から説明をお願いします。

事務局  
(太局長)

只今、現地調査時の和田委員のご丁寧な対応ありがとうございます。

事務局長が判断したとのお話でしたが、そこは訂正させていただきます。

和田委員からお申し出を受けまして、他に担当される3名の委員の皆様にご相談させていただき、車内で1日ご一緒されるという状況であることから、ご了解をいただいております。

現地調査時の委員の出席について、事務局で判断できる権限があるわけではありませぬので、ご理解いただければと思います。

総会等におきましては、委員本人に発熱等がある場合は、出席をご遠慮いただいておりますほか、欠席通告もごございますので、前々回の総会で改正いたしました総会会議規則に基づきまして、会長から出席を自粛していただくよう、要請できる体制を整えたところでございます。

事務局  
(太局長)

これは、委員ご本人が発熱等にあった場合で、事務局にご連絡いただければ、そのように対応させていただきます。

今、和田委員がお話いただいた、家族に発熱など疑わしい症状が出た場合でございますが、どのようにするか、事務局でご連絡いただければ、会長にお諮りした上で自粛を要請するか判断を仰いでいきたいと思っております。

総会については、対応できるかと思っておりますが、現地調査の場合は、ご連絡をいただき、同行される委員の皆様のご了解も必要かと考えますので、その旨をお諮りした上で対応させていただければと考えているところであります。

議長  
(草野会長)

和田委員の本日の総会の対応については、事務局からお話をいただき、息子さんの熱も下がった、保健所の話も問題ないとのことでした。

委員ご本人も、息子さんの熱が下がったので、出席できれば出席しても良いというお話であったので、感染の疑いが無いわけではありませんが、総会への出席は了とした経緯であります。

今、事務局からお話がありましたが、事務局として、委員の中から疑いが出た時の対応について、現地調査の委員に諮るということでしたが、そうではなくて、それなりの調べ方とか、今後、どの委員にも起こり得ることですので、事務局でも対応が必要なのではないかとということだと思っております。

そういうことですよ。

21番  
和田委員

そのとおりです。

何度も申し上げますが、結局、家族が高熱になった時、病院にも連れていけないわけですよ。

病院でも一度保健所に連絡してくださいとなる。

現実として、その中でこのような事態になった時、大変な騒ぎになるから、本当は言いたくないのですよ。

それでも、家族の中で、新型コロナウイルス感染症の感染者や感染の疑いが出た場合でも、自分が何でもなくても、周りに迷惑をかけるために、報告するという義務も必要になるではないでしょうか。

月に1回の総会が、プレッシャーになって無理して出てくるという方もいるとは思っていますよ。

風邪は、これからの時期増えますよね。

そういう事態でも、報告しやすい雰囲気を作って、皆で予防していきましょうということが言いたかったことです。

議 長 (草野会長) 只今の意見を、事務局と共有して、こういう事態は必ず起きると  
いうことを念頭に、対応を考えていきましょう。  
他に、ご意見などはございますか。

8 番 箱崎委員 議席番号 8 番、箱崎寿正です。  
和田委員のお話ですが、子供いる家庭ですと、38度台の熱を出す  
場合が結構あります。  
そのような場合は、報告相談する必要があるのでしょうか。

事務局 (阿部次長) 先般の和田委員の現地調査にあたっては、これまでにないケース  
でしたので、委員の皆様にお諮りして対応させていただきました。  
正直に申し上げて、この感染症対策に関しては、事務局も含めて  
誰しもが専門家ではないのだろうと考えております。  
和田委員が、保健所にも相談いただいたように、熱を出した方が  
新型コロナウイルス感染症の疑いがあるのかどうか、あるいは、濃厚  
接触者の範囲というものも、事務局で決められるものでもないで  
すし、皆で相談して決めるというものでもないと考えます。  
そう考えると、和田委員ご指摘のように、家族に疑いのある場合  
の対応について検討しておく必要があるのではないかとというのはご  
もっともでございますが、検討するにはひとつのポイントとして保  
健所による判断、専門家による判断、つまり熱を出している方が新  
型コロナウイルス感染症の疑いがあるのかどうか、あるいは濃厚接  
触者範囲の中にあるのか、又は認定するのかという判断が、農業委  
員会として判断するひとつのよりどころになるのではないかと考え  
ます。  
そんなことを念頭におきながら、仕組みづくりを今後考えていき  
たいと思います。

議 長 (草野会長) 総会等については、万全の感染防止対策を取っておりますが、今、  
家族間の発熱等に関しては、シビアに対応する必要がありますので、  
事務局と連動して進めていきたいと思っております。

6 番 鈴木委員 議席番号 6 番、鈴木義直です。  
学校関係は、登校前に検温して、家族内に発熱があれば登校を控  
えてくださいという案内が来ております。  
そういう形で、同居家族内で発熱がある場合は、出席を控える  
というのを明記しては如何でしょうか。  
そのような環境づくりが必要なのではないのでしょうか。

議 長  
(草野会長)

それらを含めて、対応を検討したいと考えます。  
その他、委員の皆様からご意見はございますか。

-意見等無し-

議 長  
(草野会長)

それでは、その他に移ります。  
まず、事務局から何かございますか。

事務局  
(坂本主査)

事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。

1 【資料4】農地法第51条第1項に該当する事案に係る経過報告  
➡説明した。

2 【資料5】県内各市における太陽光発電設備に係る転用件数調  
べ

➡説明した。

事務局  
(小川係長)

3 【資料6】「(仮称)農地等利用最適化推進施策の改善に関する  
意見」の提出について

➡説明した。

-議席番号12番、佐川良平委員挙手-

議 長  
(草野会長)

佐川委員、どうぞ。

12番  
佐川委員

議席番号12番、佐川良平です。

資料6の件についてですが、今後のスケジュールが示されてお  
ります。

以前にもお話しましたが、耕作放棄地対策について、農業委員会  
でも年に1度くらいは協議してはどうかと述べさせていただきました。

先程の説明資料を見ますと、耕作放棄地対策についての協議も、  
このスケジュールの中で行われると解釈してよろしいのでしょうか。

事務局  
(小川係長)

耕作放棄地対策を協議する場を設けることに関しましては、本日  
お示ししているのは、今後のスケジュール案と内容の部分でしたの  
で、委員のご意見を盛り込むようなことも含めて、今後、役員会で  
検討させていただくということによろしいでしょうか。



議 長  
(草野会長) (仮称) 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の中に、耕作放棄地対策というのを入れて、話し合いを進めていくという考えもあるかと思います。  
耕作放棄地対策だけの会議というのもできれば良いのかもしれませんが。

12番  
佐川委員 遊休農地というのもあるので、耕作放棄地はそれと同義だと考えていただいて検討いただければと考えています。

事務局  
(小川係長) 耕作放棄地対策について、協議できる場を早期に設定するなども含めて、検討させていただきたいと思います。

事務局  
(太局長) 今後の会議のスケジュールということで出させていただいておりますが、委員の皆様のご意見を1月から2月の間に出していただいて、4月から5月の総会において具体的に意見を揉んでいきたいと考えております。  
イメージとしては、これと違うお考えでしょうか。

12番  
佐川委員 私も、耕作放棄地対策だけの話し合いということではなくて、スケジュールの中で遊休農地対策と併せて協議していければと考えておりました。

事務局  
(太局長) ご意見を照会させていただきますので、意見を出していただき、総会の場でより深い協議ができればと考えております。

議 長  
(草野会長) その他に、この件について委員の皆様からご意見はございますか。

13番  
鈴木委員 議席番号13番、鈴木理です。  
意見の提出についてのスケジュール案が示されましたが、意見の提出が来年の6月下旬になる。  
これが、我々今期の任期の最後の月になりますので、6月になったのかなあと推測するのですが、しかし、現実には、令和3年の6月に意見を提出するということは、令和4年の政策に反映させることと考えます。  
そうしますと、逆算されて1月から2月の意見のとりまとめと示されていますが、国の米の施策は2月にならないと示されてきませんよね。  
これらを考えると、私は、6月というのは、意見を受け取る市長

13番  
鈴木委員

も、議員の方々も、早いのか遅いのか、農業委員会は珍しい時期に提出してきたと感じ取られるのではないのでしょうか。

私としては、6月の意見の提出は違和感を持ちます。

まさか、6月の補正予算で対応するわけではないのです。

そして、先月も述べましたが、これらの意見の提出となりましたら、いわき市農林水産部の事業説明会が開催され、いわき市がどのような政策を本年度やっているのか、それから、国が、支援策としてやっている、経営継続補助金制度や高収益作物次期作支援交付金、農業労働力確保緊急支援事業、これらの支援事業の内容がどのようなものなのか、これからについて、早急に説明を与えていただかないと、意見の提出を求められても、既に実施されている事業を掲げては、何のために審議してきたのかと成りはしないのか。

私は、これらについて、ひとつひとつ整理をしていく、これをしていかなないと、折角意見の提出をしても、今までの農業委員会の意見の提出とはちょっと違いますね、となれば決してプラスではないと思いますので、それらの内容や時期についても一考を要するものがあると感じます。

あくまで、反対とかそういうことはありませんが、よりしっかりした意見の提出ができるように、していきたいと考えます。

先程出ましたように、労働賃金標準額の案に書かれておりますが、農政問題は、農業委員会に相談してくださいと明記されているのですよ。

それは、農業委員が農業者から相談された時に、今あるものも答えられない、今あるものがひとりひとり把握していなくては、農業者に答えられないし中々意見も出せないのではないのでしょうか。

その点から、私は考えていかなければならないと思いますので、どうかひとつ、これについては細かいところまでご検討いただきたいと考えます。

議長  
(草野会長)

鈴木委員の意見ですが、いわき市農林水産部の説明会については、早急に対応できるよう事務局で9月の総会に合わせて調整中です。

新型コロナウイルス感染症の関係もあるため、会場の調整もありますが、その辺りをクリアしながら、まずは事業説明会を実施するというところで進んでおります。

それを前提に考えれば、このスケジュールがギリギリになるわけですが、その点についても事務局ともう一度、今の意見を考慮しながら、前倒ししていきたいと考えておりますが、事務局としてはどうですか。

事務局  
(太局長)

鈴木委員からいただいた、お話の中で、意見書の提出が6月なのは如何なものか、何故かということがございました。

従前は、10月に意見書等を提出していたのは、予算の編成時期が10月ということ踏まえて10月に提出していたところがございます。

しかし、10月の予算編成の前に、市の企画部門において、政策決定が概ね7月から8月に行われ、新規事業のヒアリング等もその時期に実施されております。

次年度の予定されている事業については、前年度の政策決定を得ないと、10月の予算編成でも獲得の要求項目への反映が難しいというのが現状であります。

既存の意見書等の10月提出においても、次年度の事業反映には大変に難しい状況であったということでもあります。

他市の状況等を踏まえまして、10月に提出の市町村も多くございますが、仙台市等は6月の政策決定時に合わせて提出している事案もございまして、本市農林水産部が新規事業を挙げやすいように6月を考えたところでもあります。

2点目の事業の説明を受けてない状況では、農業者に説明ができないし、意見の提出もおぼつかないのではないかという点についてですが、その点は深く反省しているところございます。

平成30年度は新体制発足直後でありましたので、10月の意見書提出には間に合わなかったというのはご理解いただけるかと思えます。

昨年度は、無理にでもできた点は反省しておりますが、令和元年東日本台風の災害で補正予算を組むような状況が続いておりまして、事務方の腰が引けたというのもあります。

現在は、市農林水産部の説明会について、年内には実施できるように調整を進めております。

説明会においても、その場で質疑の時間も設けて、理解を深めていきたいと考えております。

説明会は、全員協議会の場で考えておりますので、年内のいずれかの総会の日に合わせて、実施を調整しておりますので、農業委員、農地利用最適化推進委員の全員に説明を受けていただき、意見の提出に備えていただければと思えます。

議長  
(草野会長)

説明会の日程調整については、市農林水産部と調整の上、早めに行っていただければと思えます。

その後の意見書の提出の経過については、役員会等でも協議させていただき、的を得たしっかりした意見書を作成したいと考えます。

13番  
鈴木委員

昨年の水害については、対応等大変であったと思います。  
しかし、水害は10月に起きました。  
昨年度、意見書を10月に提出するという準備を進めていれば、その前には、意見の集約はできていたはずなのです。  
申し訳ないが、後から合わせるようなことではだめなのです。  
もっと、しっかり取り組んでいただきたい。  
今期、初めて農業委員になられた方々は、全く農政の議論をしないで任期満了になっていくことであれば、大変申し訳ないし、その方々の意見を吸い上げる場を与えていないということになりますので、どうかしっかりと取り組んでいただきたい。

議 長  
(草野会長)

承知しました。  
それでは、次にその他を続けます。  
事務局からの説明をお願いします。

事務局  
(金成主査)

4 【資料7】新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ  
➡説明した。

5 【資料8】大型特殊免許等取得キャンペーンについて  
➡説明した。

事務局  
(草野係長)

6 【資料9】申請者の皆様へ～ハザードエリア確認のお願い  
➡説明した。

議 長  
(草野会長)

それでは、他に委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。  
特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第29回総会を閉会致します。